## 非多年生作物の栽培

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | | A-農林漁業 |
| NACEレベル | | 3 |
| コード | | A1.1 |
| 内容 | | 非多年生作物の栽培 |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを特定し、詳しく説明しなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 非多年生作物の栽培への投資のために考慮すべき主要な環境側面は、他の5つのすべての目的にわたり、以下のように要約される。   * 変化する気候に適応する農業システムの能力 * 水量、水質、水生態系への影響 * 大気質への影響 * 栄養管理を含む生産システムの非効率性 * 汚染物質と養分の流出と浸出; * 例えば、地域の転換、既存の耕地の集約化、および侵略的外来種による、生息地および種への影響。   環境リスクのある地域は、地理的に非常に多様であることに留意されたい。 関連する地域又はプロジェクト内の重要性及び関連性のある分野又は問題を特定するために、関連する所管の国内又は地域当局に指針を求めるべきである。 | | |
| **DNSHの目的** | **基準と閾値** | |
| (1)緩和 | * 永続的な草原の維持　475 | |

475 COM(2018)392の附属書IIIのGAEC1と一致

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 当局が植物の生育上の理由により免除している場合を除き、耕作可能な切り株の燃焼は行わないこと。476 * 湿地または泥炭地477の適切な保護、5mを超える樹木を有する1ヘクタールを超える連続的な森林面積または1ヘクタールを超える土地の転換の禁止、および10~30%の樹影がある、または今のままでこれらの閾値に達することが可能とみられること。 * 斜面を含む土壌劣化のリスクを低減するための耕作下での最低限の土地管理を行うこと。479 * 土壌の浸食と消失を防ぐために、最も感受性の高い期間に土地を裸にしないこと。480。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理すること。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 * EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー・廃棄物の予防・リサイクル | * 活動は、資源利用効率の向上によるエネルギーを含め、生産高原単位あたりの原材料使用を最小限に抑えるべきであること(481)。 * 活動は、生産システムから環境に溶出する栄養素(特に窒素とリン酸塩)の損失を最小限に抑えるべきであること。 482 * 活動は、良好な農業慣行に従い、一次資源の需要を減らすために、残渣及び副産物を作物の生産又は収穫に使用すべきであること。 483 |
| (5) 公害防止・管理 | * 活動は、栄養素(肥料)および植物保護製品(例えば、農薬および除草剤)が、それらの適用時に規制の対象(時期および処理対象地域)となり、適切なレベル(優先的に)で供給されること。   可能であれば、持続可能な生物学的、物理学的又はその他の非化学的方法 |

476 EUでは、これはCOM(2018)392の附属書IIIのGAEC3に沿った免除を与える加盟国と解釈されるべきである。

477 COM(2018)392の附属書IIIのGAEC 2と一致

478 RED II、第29条第4項および第5項に従う。 これは、バイオ燃料、バイオ液体またはバイオマス、あるいは食料または飼料用に関わらず、すべての多年生作物生産に適用される。 その意図は、RED IIに従ったものである。すなわち、高い炭素貯蔵地が農業生産の目的のために転換されないことを保証することである。

4479 COM(2018)392 480の附属書IIIのGAEC 6と一致。COM(2018)392の附属書IIIのGAEC 7と一致。

481 原材料使用量が減少しない生産効率の向上を考慮した「生産量原単位」を指す。

482 COM(2018)392の附属書IIIのGAEC 5に従う。 その目的は、農業者に、環境上および農業上の利益につながる養分の利用を最適化するのに役立つデジタルツールを提供することである。

483 EU循環経済戦略および対応する行動計画からの行動の多くは、ここで指針を提供する農業と関連性があることに留意されたい(例えば、農業用灌漑のための再利用水の最低要件を設定する法律の提案、農業副産物や生物廃棄物のような二次原料から製造される有機肥料の調和規則を導入する新しい肥料規制)。

|  |  |
| --- | --- |
|  | また、人の健康と環境(例えば、水と大気の汚染)および過剰な栄養素の喪失に対する農薬使用のリスクと影響を低減するための適切な設備と技術を備えていること。 484   * 人及び動物の健康並びに環境を高度に保護する活性物質を有する植物保護製品のみを使用すること。485 |
| (6)健全な生態系 | * 活動は、特に冬季に土壌の保護を確保し、浸食および水路/水域への流出を防止し、土壌有機物を維持すること。 * 活動は、自然価値の高い農地、湿地、森林、その他生物多様性の価値が高い地域486の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらないこと。 これには、1ヘクタール超に及ぶ高度に生物多様性のある草地が含まれる。   1. すなわち、人間の介入がなく、自然の種の構成と生態学的特徴とプロセスを維持する、草地として残る自然の草地;　　または;   2. すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると確認されている非自然的な草地。 * 活動は、以下でないこと。487 * 保全の重要性又は懸念を有する種及び生息地の多様性又は存在量の減少をもたらすこと。 * 既存の管理計画または保全目標に違反すること。 * 活動に新規の非在来種又は侵略的外来種の生産が含まれる場合には、その栽培は、環境への逃避を防止するために十分な保護措置が講じられているように、初期のリスク評価及び実施継続中も監視を受けるべきである。 |

484　農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECおよび硝酸塩指令を参照のこと。 CAPポスト2020のSMR13は、農薬指令の実施とクロスコンプライアンス下での直接支払いとを結びつけ、

485　EUでは、これは、指令(EU)2019/782(表1)の下で、グループ1、2、3に分類された植物保護製品の有害性の重み付けとしての使用を意味する。

486　生物多様性の価値が高い地域は、指令EU(2018)2001の第29条(3)に規定されている通り定義することができる。

487　法定管理指令3および2020年以降のCAPの4と整合的であり、自然生息地および野生動植物の保護に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC(OJ L 206, 22.7.1992, p)。 7):野鳥の保護に関する2009年11月30日の欧州議会および理事会の第6条(1)および(2)ならびに指令2009/147/EC(OJ L 20, 26.1.2010, p.)。 7. 第3条(1)、第3条(2)(b)、第4条(1)、(2)及び(4)

**追加ガイダンス**

**典型的な感度**

### 下の表は、気候関連の危害に対する非通年性作物の栽培の典型的な感受性を示している。 関連する気候関連の危険性は、場所と状況によって異なり、スクリーニング基準A1に示されているように、気候リスク評価を通して特定されるべきである。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 温度関連 | | 風力関連 | | 水関連 | | 固体質量関連 | |
| 慢性 | 急性 | 慢性 | 急性 | 慢性 | 急性 | 慢性 | 急性 |
| * 温度変化 * 熱によるストレス * 温度変動 * 永凍融解 | * 熱   波   * 寒冷   波/霜   * 野火 | * 風のパターンを変える | * サイクロン、ハリケーン、台風 * 嵐 * 竜巻 | * 降水パターンと種類の変化 * 海洋 レベルアップ | * 干ばつ * 極端な降水 * 洪水 * 氷河湖の崩壊 | * 沿岸侵食 * 土壌   浸食   * 溶解 | * なだれ * 地すべり * 沈下 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

凡例: 典型的な感度 通常は感度が低い。

**適応策の例**

### 以下の表は、例示的な目的のためにのみ、特定の危険から生じるリスクを低減するために採用できる適応措置の例を示している。 関連する気候関連の危害因子および必要な適応措置は、場所および状況に応じたものであり、上記の定性的スクリーニング基準の適用を通じて特定される。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **気温関連-慢性** | | | |
| **特定の災害** | **関連する影響** | **適応策の例** | **推奨される基準** |
| 温度上昇 | 特定の植物病・昆虫寄生の増加 | 温度に関連した疾病や害虫の影響を受けにくい作物/品種の利用  管理された農業(例、温室) | 作物/品種の影響を受けにくい作付面積(%)  管理農業による生産の割合(%) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 垂直農業、養液栽培 | 総合的な害虫防除対策を施した作付面積の割合(%) |
| 総合的な防除措置(化学的・生物的措置を含む)の利用 | 定義された領域内のmffmおよび(s)nvを持つ領域の割合(%) |
| マルチファンクションフィールドマージン(mffm)と(準)自然植生(s)nvの利用 |  |
| **温度関連-急性** | | | |
| **特定の災害** | **関連する影響** | **適応策の例** | **推奨される基準** |
| 霜(「通常の」期間外) | 感受性作物の凍害 | 霜害の影響を受けにくい作物・品種の利用 | 作物/品種の影響を受けにくい作付面積(%) |
|  |  | 管理された農業(例、温室、垂直農業、養液栽培) | 管理農業による生産の割合(%)  影響を受けやすい作物の作付面積(%) |
|  |  | 灌漑利用(一部果樹作物) |  |
| **水関連-慢性** | | | |
| **特定の災害** | **関連する影響** | **適応策の例** | **推奨される基準** |
| 降水パターンと種類の変化 | 特に植栽後の水利用可能量の減少による収量の減少 | 灌漑利用  土壌水分貯留の強化(例、被覆作物、有機肥料、最低耕作) | 灌漑作付面積(%)  土壌の保水性が向上した作付面積の割合(%) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **水関連-急性** | | | |
| **特定の災害** | **関連する影響** | **適応策の例** | **推奨される基準** |
| 干ばつ | 収穫逓減 | 干ばつの影響を受けにくい作物/品種の利用 | 作物/品種の影響を受けにくい収穫面積(%) |
|  |  |  | 灌漑作付面積(%) |
|  |  | 灌漑利用 |  |
|  |  |  | 管理農業による生産の割合(%) |
|  |  | 管理された農業(例、温室、垂直農業、養液栽培) | 土壌の保水性が向上した作付面積の割合(%) |
|  |  | 土壌水分貯留の強化(例、被覆作物、有機肥料、最低耕作) |  |
| 極端な洪水による畑の洪水  降水や河川の洪水 | 収穫逓減 | 洪水の影響を受けにくい作物/品種の利用 | 作物/品種の影響を受けにくい収穫面積(%)  排水量の改善された作付面積の割合(%) |
|  |  | 土地排水の改善 |  |
|  |  |  | 洪水平野の作付面積の割合 |
|  |  | 洪水平野部の土地の確保 |  |
| **固形腫瘤関連-慢性** | | | |
| **特定の災害** | **関連する影響** | **適応策の例** | **推奨される基準** |
| **土壌浸食(集約化による)** | 収穫逓減 | 土壌保全対策(被覆作物の利用、最低耕起/不耕起、防風) | 土壌保全対策を施した作付面積の割合(%) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **降雨や風** |  | 浸食感受性の高い地域での多年生作物/牧草の利用  浸食の影響を受けやすい地域の土地の確保 | 多年生土壌被覆のある感受性作付面積%  留保された感受性作付面積の割合(%) |

* 1. **畜産**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | | A-農林漁業 |
| NACEレベル | | 3 |
| コード | | A1.4 |
| 内容 | | 畜産 |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 畜産活動は、永続的な草地の管理と、集約的もしくは広範な形態の畜産を含む、明確な一連の下位活動を含む。 これらには、この部門への投資のために考慮すべき異なる主要な環境側面があり、以下のように要約されている。   * 変化する気候に適応する農業システムの能力 * 集約的育成による排水処理を含めた水量、水質、水生態系への影響 * 肥料処理; * 大気、水域、土壌への汚染物質(メタン、アンモニア、粉塵、臭気、騒音など)の排出、特に集約飼育の場合 * 生息地や種への影響   環境リスクのある領域は、地理的に非常に多様であることに留意すること。 関連する地域又はプロジェクト内の重要性及び関連性のある分野又は問題を特定するために、関連する所管の国内又は地域当局から指針が求められるべきである。 | | |
| **DNSHの目的** | **基準と閾値** | |
| (1)緩和 | * 永久草原の維持　488 | |

488 COM(2018)392の附属書IIIのGAEC1と一致

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 当局が植物の生育上の理由により免除を与えている場合を除き、耕作可能な切り株の燃焼は行わない。489 * 湿地または泥炭地490を適切に保護し、連続的に森林化された地域または5mを超える樹木を有する1ヘクタールを超える土地、および10~30%の樹影、または現状継続によりでこれらの閾値に達することのできる土地の転換を行わない。491 * 斜面を含む土壌劣化のリスクを低減するための耕作下での最低限の土地管理。492 * 浸食と土壌の喪失を防ぐために、最も傷みやすい期間に土壌表層を露出させない。493 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 * EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー・廃棄物の予防・リサイクル | * 活動では、残留物や副産物を使用し、エネルギー494を含め、生産高原単位あたりの一次原材料の使用を最小限に抑えるためのその他の措置を講じるべきである。 活動は、生産システムから環境への栄養の流失を最小限に抑えるべきである。 |
| (5) 公害防止・管理 | * 活動が、栄養素(肥料)および植物保護製品(例えば、農薬および除草剤)が、本来の用途(時間と処理地域)の対象とされ、適切なレベル(可能であれば、持続可能な生物学的、物理学的、またはその他の非化学的方法を優先して)で送達され、使用が人の健康と環境(例えば、水と大気汚染)に及ぼすリスクと影響、および浸出、揮発、酸化による過剰な栄養素の喪失495を減速させること。 |

EUでは、これはCOM(2018)392の附属書IIIのGAEC3に沿った免除を与える加盟国と解釈されるべきである。

490 COM(2018)392の附属書IIIのGAEC 2と一致

491 RED II、第29条4項および5項と一致。 これは、バイオ燃料、バイオ液体またはバイオマス、あるいは食料または飼料用に関わらず、すべての多年生作物生産に適用される。 その意図は、RED IIに従ったものである。すなわち、高い炭素貯蔵地が農業生産の目的のために転換されないことを保証することである。

492 COM(2018)392 493の附属書IIIのGAEC 6と整合。COM(2018)392の附属書IIIのGAEC 7と整合。

494 原材料使用量が減少しない場合の生産効率の向上を考慮した「生産量原単位」を指す。

495 農薬の持続可能な使用に関する指令2009/128/ECおよび硝酸塩指令を参照のこと。 CAPポスト2020のSMR13は、農薬指令の実施とクロスコンプライアンス下での直接支払いとを結びつける。

|  |  |
| --- | --- |
|  | * ヒトおよび動物の健康および環境の高い保護を保証するため、活性物質を含む植物保護製品のみを使用すること。496.空気、水および土壌への排出がBATAELの範囲内にあることを保証し、家禽または豚497の集約飼育用にはBREFに規定されているBAT技術の組み合わせを使用し、また酪農のためにも同様の排出削減技術を使用すること。 * UNECEアンモニア削減のための適正農業実施のための枠組みコードで推奨されているように、家畜の飼料と住居、および糞尿の貯蔵と処理のための緩和と排出削減技術が適用されること。 * 肥料が土地に施用される場合、活動は、1ヘクタール当たり年間170kgの窒素施用の限度、または、その加盟国で設定されている規制緩和された限度値に従うこと。498 |
| (6)健全な生態系 | * 特に冬季に土壌の保護を確保し、浸食および水路/水域への流出を防止し、土壌有機物を維持すること。 * 自然価値の高い土地、湿地、森林、または生物多様性の価値が高い他の地域499の転換、分断化、または持続不可能な強化につながらないこと。 これには、1ヘクタール超に及ぶ生物多様性の豊かな草地が含まれる。   1. すなわち、人間の介入がなく、自然の種の構成と生態学的特徴とプロセスを維持する、草地として残る自然の草地;　　または;   2. 人間の介入がなければ草地ではなくなり、種が豊富で劣化しておらず、関連する所管官庁によって高度に生物多様性であると同定されている非自然的な草地 |

496　EUでは、これは、指令(EU)2019/782(表1)に基づく有害性の重み付けとして、グループ1、2または3に分類される植物保護製品の使用を意味する。

497 http://eppcb.jrc.ec.europa.eu/reference/irpp.html

498 この閾値は、硝酸塩指令91/676/EC[農業発生源からの硝酸塩による汚染からの水の保護に関する1991年12月12日の理事会指令91/676/EEC]に定められた規定に由来する。 実際には、170kg/ha/年の閾値は、1.7-2.0畜産単位/haの間の家畜密度の限度を設定することによって加盟国によって実施されている。 家畜単位は、各タイプの動物の栄養または飼料要求量に基づいて設定された特定の係数(例えば、https://ec.europa.europa/eurotat/統計-depresentationd/index.php/Glossary:LSUを参照)を使用することにより、規約に従って種々の種および年齢から家畜を集めることを容易にする参考単位である。

499 生物多様性の価値が高い地域は、指令EU(2018)2001の第29条(3)に規定されているように定義することができる。

|  |  |
| --- | --- |
|  | * 活動は以下をしてはならない500   + 保全の重要性又は懸念を有する種及び生息地の多様性又は存在量の減少をもたらすこと。   + 既存の管理計画または保全目標に違反すること。   + その他草地劣化につながる過剰放牧をすること。 |

500 法定管理指令3および2020年以降のCAPの4に従い、自然生息地および野生動植物の保護に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC(OJ L 206, 22.7.1992, p)。 7):野鳥の保護に関する2009年11月30日の欧州議会および理事会の第6条(1)および(2)ならびに指令2009/147/EC(OJ L 20, 26.1.2010, p.)。 7. 第3条(1)、第3条(2)(b)、第4条(1)、(2)及び(4)

# 製造業

## 低炭素技術の製造

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | C-製造 | |
| NACEレベル |  | |
| コード | 特定のNACEコードなし | |
| 内容 | **低炭素技術の製造**   * 適格な再生可能エネルギー技術に不可欠な製品、主要部品、機械の製造 * 適格な低炭素輸送車両、船舶等の製造。 * 建築物用適格エネルギー効率機器の製造 * 経済の他の部門(民間世帯を含む)において実質的なGHG排出削減をもたらす他の低炭素技術の製造 | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 低炭素技術の製造による他の環境目的への重大な潜在的損害は、次のものである。   * 気候緩和 * 有害物質の(潜在的な)使用および有害廃棄物の発生(製造段階および製品/設備のライフサイクルの他の段階の両方); * 製造工程からの大気、水、土壌への汚染物質の排出の可能性。   製造される製品/設備によっては、排出された炭素および、供給が限られており鉱業段階に関連する重大な環境影響問題を有する可能性のある特定の金属および材料(例えば、レアアース金属)の需要に関しても問題が生じる可能性がある。 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換経路を決定するための国際的に認知された方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)以下のとおりであるもの |

|  |  |
| --- | --- |
|  | その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出性能基準に基づく)よりも低いこと。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。   EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 実際の炭素排出は、エネルギー効率の良い機器の使用によって実現された炭素排出総量の50%未満でなければならない。EOL段階での炭素総排出量と総節約量は、この基準には含まれない(あまりにも不確実なため)。 |
| (5)汚染 | REACH(化学品の登録、評価、認可および制限)規則(1272/2008/EC)およびRoHS(有害物質の制限)規則(2002/95/EC)またはEU外で製造・使用される設備(n.b.:EU外で製造され、EUに輸入される設備は、REACHおよびRoHS規則に準拠しなければならない)の遵守。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。 （例：IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理——、サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国のサイト/事業の場合は、これらのうちより厳しいものを適用する。また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が取られていること。特にユネスコ世界遺産および主要な生物多様性地域(KBA)が該当する。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(またはEU以外の事業所・事業所の場合、保護地域の保全目標に基づく他の同等の国内規定または国際基準(例 IFCパフォーマンス基準(6) -のいずれか厳しい方に基づいてなされていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | そのような現場のために、以下を履行すること。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。 * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

* 1. **セメント製造**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | C-製造 | |
| NACEレベル | 4 | |
| コード | C23.5.1 | |
| 内容 | セメント製造 | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| セメント製造による他の環境目的への重大な潜在的有害性は、以下のものである。   * 気候緩和 * セメントキルンにおける化石燃料の消費および焼成反応に伴う大気汚染; * 水不足の地域に立地する生産施設の水使用量。 * セメント製造工程で燃料代替(「二次」燃料)として使用される(危険な)廃棄物の取扱いおよび貯蔵に関連する土壌および地下水汚染の可能性 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理すること。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | セメント製造工場では、廃棄物由来のSRFなどの代替燃料や、再生コンクリート骨材(RCA)などの二次原料を受け入れていること。  有害廃棄物を代替燃料として使用しているセメント製造事業所については、EU基準(または非EU諸国で操業しているプラントと同等)を満たす廃棄物管理計画が存在し、実施されていること。 |
| (5)汚染 | 大気および水への排出が、セメント、石灰および酸化マグネシウムの製造のためのBREFに設定されたBAT-AEL範囲内であること。  活動が地域の大気汚染レベルに大きく寄与し、大気質基準を超える場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。  認証された環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、または同等のもの)の実施。  セメント製造のためのごみ固形燃料の排除。 廃棄物の同時焼却は、関連する排出物の汚染性から健康と環境に重大な影響を与え、セメント工場の排出上限は、専用の廃棄物焼却プラントと比較して高くなる。 さらに、適格な燃料源として廃棄物を促進することは、他の部門における廃棄物最小化の取り組みを損なう可能性がある。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または保護地域の保全目標に基づく他の同等の国内規定または国際基準(例： IFCパフォーマンス基準  (6) - EU以外の事業所・事業所の場合、いずれか厳しい方に従って実施されていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | そのような現場のために、以下のことを実施する。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 生物種や生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置が講じられており、また、強固で適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

* 1. **アルミニウムの製造**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | C-製造 | |
| NACEレベル | 4 | |
| コード | C24.4.2 | |
| 内容 | アルミニウムの製造 | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを明示しなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| アルミニウムの製造による他の環境目的への重大な潜在的損害は、次のようなものである。   * 気候緩和 * 重大な大気排出影響の可能性:パーフルオロカーボン、フッ化物ガス、多環式芳香族炭化水素(PAH)、および粒子状物質(未使用氷晶石など)。 フッ化水素は植物に対して毒性を示すことがある。 * 使用済みのライニング(カソード)によって電解セル(使用済みポットライニング(SPL)として知られる)から発生する廃棄物の毒性、腐食性および反応性。 SPL物質からの溶存フッ化物およびシアン化物は、地下水汚染や地域の水路の汚染など、著しい環境影響を引き起こす可能性がある。 * アルミニウム製造プラントが、アルミニウムスクラップ(自社の製造工程から発生するスクラップを含む)を生産工程に組み込む能力(またはそれらを欠く);および、敷地の敷地面積と汚染物質の排出による生態系への影響の可能性。 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルを示すことである。 |
| (3) 水 | | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 水の確保について、（続く） |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 関連する利害関係者と協議して策定された利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。  EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 非鉄金属工業のためのBREFに従って、廃棄物(有害廃棄物を含む)および材料の使用を最小限に抑え、管理するための措置が講じられていること。  循環経済に対するリスクを回避するために、アルミニウム製造プラントはアルミニウムスクラップを処理できる必要がある。 不必要な資源・エネルギー消費を避けるために、アルミニウムスクラップの回収・分別活動は合金別に最適化されるべきである。 スクラップ合金を混合すると、再生材料の機能性が制限され、有価合金元素が失われる可能性がある。 |
| (5)汚染 | 大気への排出(二酸化硫黄-SO2、窒素酸化物-NOx、粒子状物質、全有機炭素(TOC)、ダイオキシン、水銀(Hg)、塩化水素(HCL)、フッ化水素(HF)、全フッ化物、および(PFCs)多フッ化炭化水素(PFCs)))は、非鉄金属工業のBREFで設定されたBAT-AEL範囲内であること。 501  活動が地域の大気汚染レベルに大きく寄与し、大気質基準を超える場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。  最低限の要求事項は、承認された環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、または同等のもの)が実施・遵守されることである。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－や、また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。 |

1. [https://eur-lex.europa.eu/legal-contents/EN/TXT/?uri=uri:OJ.L\_.2016.174.01.00032.01.ENG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L_.2016.174.01.0032.01.ENG)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFC Performance Standard 6) - EU非加盟国の現場の場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方。 そのような現場のために、以下が要求される。。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」(2018年)に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。   強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

## 鉄鋼業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | C-製造 | |
| NACEレベル | 3と4 | |
| コード | C24.1 : 鉄鋼、合金鉄の製造  C24.2 鋼管、中空断面及び関連継手の製造  C24.3 : C24.5.1鋼の第一次加工品の製造 : 鉄の鋳造  C24.5.2 鋼鋳物 | |
| 内容 | 鉄鋼業 | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 鉄鋼生産による他の環境目標に対する重大な潜在的損害は、次のものに関連している。   * 気候緩和 * コークス製造および製錬作業からの大気への排出、特に粒子状物質(粉塵)、窒素酸化物、二酸化硫黄、一酸化炭素、塩化物、フッ化物、揮発性有機化合物、多環式芳香族炭化水素(PAH)、ポリ塩化ジベンゾ-ダイオキシン/フラン、および重金属 * 炭化水素及び懸濁固体の水への排出 * 水不足の地域における焼入および冷却作業のための水使用量 * 汚染物質の排出(適切に緩和されていない場合)および操業とそれに付随する活動の大きな土地収容面積に起因して、地域の生態系および生物多様性に影響を与える可能性; * タールおよびベンゾールを含む、コークス製造および精錬作業からの廃棄物および副産物。 | | |
| (1)緩和 | | (1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているか、(2)(排出量に基づく) 国際的に認められたデータによって決定されたパフォーマンス基準でみた世界の平均排出量よりも低い製造業経済活動からのGHG排出量 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 * EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 鉄鋼生産のためのBREFに従い、廃棄物及び材料の使用を最小限に抑え、管理するための適切な措置が講じられていること。 |
| (5)汚染 | 水と空気への排出が、鉄鋼生産のためのBREFに設定されたBAT-AEL範囲内にあることを確認する(例えば、pH、総懸濁固体(TSS)、化学的酸素要求量(COD)、クロム(総)および重金属、二酸化硫黄-SO2、窒素酸化物-NOx、粒子状物質、ポリ塩化ジベンゾ-ダイオキシン/フラン、水銀(Hg)、塩化水素(HCL)およびフッ化水素(HF)  活動が地域の大気汚染レベルに大きく寄与し、大気質基準を超える場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していることを確実にする。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—は、サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－や、また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークやその他の保護地域を含む)内またはその近くに立地する場所/事業については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)、Habitats(92/43/EEC)指令(または同等の国内)  規定や国際基準(例) IFCパフォーマンス（続く） |

基準6) - EU非加盟国における現場の場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方を適用する。 そのような現場のために、以下のことを確実にすること。

* サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。
* 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。
* 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。
  1. **水素の製造**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | C-製造 | |
| NACEレベル | 4 | |
| コード | C20.1.1 | |
| 内容 | 水素製造(CPA:20.11.11.50) | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 水素の製造による他の環境目的に対する重大な潜在的損害は、実用的には、炭化水素精製活動によってより一般的に生じる重大な損害の可能性と切り離せないものであり、以下に関連する。   * 気候緩和 * 大気への汚染物質の排出(電気分解による水素生成の場合、発電に伴う間接的な環境影響) * 冷却に使用される水は、局所的な資源の枯渇をもたらし、局所的な水資源不足に依存する可能性がある。 * 廃棄物の発生(例えば、炭化水素処理によって生成される水素の精製に使用される様々な物理的及び化学的処理プロセスの使用済触媒及び副産物)。 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理すること。 関連する利害関係者と協議の上で策定された水の使用/保全管理計画を実施する。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 石油・ガス精製設備の文脈で水素の製造が行われる場合には、鉱油・ガス精製のためのBREFのBATの結論に従い、廃棄物および材料の使用を最小限に抑え、管理するための適切な措置が講じられること |
| (5)汚染 | 活動が大気質基準を超えて局地的な大気汚染レベルに実質的に寄与する場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。  最低限の要求事項は、承認された環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、または同等のもの)の実施と遵守である。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していることを確実にする。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—は、サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－や、また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFC Performance Standard 6) - EU非加盟国の現場の場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方を適用する。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * + サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。   + 生物種及び生息地への影響を削減するために必要なすべての緩和措置と（続く） |

* 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。
  1. **その他の無機基礎化学品の製造**

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | C-製造 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | C20.1.3 |
| 内容 | * カーボンブラックの製造 * 炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)の製造 * 塩素の製造:   CPAコード   * カーボンブラック:20.13.21.30 * 炭酸二ナトリウム(ソーダ灰):20.13.43.10 * 塩素:20.13.21.11 |
| **適応基準** | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | |

### DNSHの評価は3つの化学物質に分けられる。

* + - カーボンブラックの製造
    - 炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)の製造
    - 塩素の製造

|  |  |
| --- | --- |
| **重大な有害性** | |
| カーボンブラックの製造  カーボンブラックの製造による他の環境目的に対する主な潜在的著しい害は、次のものである。   * 気候緩和 * 大気、特に揮発性有機化合物(VOC)や粉塵への汚染物質の排出 * 冷却のための水不足地域における水の使用 * 廃棄物の発生 | |
| (1)緩和 | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、又は(2) 国際的に認められたデータにより決定された排出性能基準に基づく世界の平均排出量よりも低いもの。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 * EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物および副産物、特に有害な製造廃棄物は、廃棄物処理BREFおよびBREF LVIC-S(大量無機化学物質-固体およびその他の産業)に定められた要件に従って管理されていること。 |
| (5)汚染 | 大気への汚染物質の排出量が、BREF LVIC-S(大量の無機化学物質-固体およびその他の産業)で設定されたBAT-AELの範囲内であること。  活動が地域の大気汚染レベルに大きく寄与し、大気質基準を超える場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理－サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **重大な有害性** |
| 炭酸二ナトリウム(ソーダ灰)の製造  ソーダ灰の製造による他の環境目的への重大な潜在的損害は、次のようなものである。   * 気候緩和 * 地下水や地表水、土壌を汚染する可能性のある製品や廃棄物による工程廃水(例えば、水溶液中の塩化カルシウム)の発生。 * 大気汚染物質の排出 * 希少水域における冷却用水の使用 * 廃棄物や副産物(主に炭酸カルシウム、石膏、塩化ナトリウム、塩化カルシウム)の処分による生態系や生物多様性への影響。ただし、製造工程の原材料(石灰石など)の供給源からの水銀、カドミウム、ヒ素、亜鉛などの微量の有害物質が「廃棄物床」をつくる形で存在する可能性がある。 | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| (1)緩和 | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | 水不足地域に位置する事業(自然流入水と抽出水の比率)については、UNEPが認証したAWAREの方法論、ISO準拠を承認し、関連する(地域の)利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が存在し、実施されていること。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物および副産物、特に有害廃棄物は、廃棄物処理のためのBREFおよびBREF LVIC-S(大量無機化学物質-固体およびその他の産業)に定められた要件に従って管理されていること。 |
| (5)汚染 | 大気および水への汚染物質の排出量が、BREF LVIC-S(大量無機化学物質-固体およびその他の産業)で設定されたBAT-AELの範囲内であること。  BAT-AELの最も厳しいレベルは、活動が大気質基準を上回る地域の大気汚染レベルに実質的に寄与する場合に必要とされる。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していることを確実にする。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFCパフォーマンス基準  (6) - EU域外の拠点・事業所の場合、保護地域の保全目的に基づいていずれか厳しい方が適用されること。 |

そのような現場のために、以下のことを確実にする。

* サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。
* 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。
* 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **重大な有害性** | |
| 塩素の製造  塩素の製造による他の環境目的に対する重大な潜在的損害は、次のようなものである。   * 気候緩和 * 大気(塩素など)への汚染物質の排出 * 酸化剤(塩素など)を含む工程排水 * 水不足地域における水の使用 * 廃棄物の発生   塩素には本質的な有害性があるため、塩素が溶液の一部と考えられる場合には、汚染ゼロ(毒性のない環境)を達成するために、さらに追跡することが推奨される。  したがって、DNSHの影響のためにタクソノミーから除外すべきではない。 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | | 水不足地域に位置する事業(自然流入水と抽出水の比率)については、UNEPが認めたAWAREの方法論、ISO準拠を承認し、関連する(地域の)利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が存在し、実施されていること。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | | 廃棄物および副産物、特に有害工程廃棄物は、廃棄物処理BREFおよび塩素アルカリ製造のためのBREFに定められた要件に沿って管理されている。 |
| (5)汚染 | | 大気および水への汚染物質の排出量が、BREFの塩素アルカリ生産のBAT-AELの範囲内にあることを確認する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFCパフォーマンス基準   1. 保護地域の保全目的に基づいて、EU以外の国での現場の場合、より厳しい方が実施されていること。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。    * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。    * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。    * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

* 1. **その他の有機基礎化学品の製造**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | | C-製造 |
| NACEレベル | | 4 |
| コード | | C20.1.4 |
| 内容 | | 製造:   * **大量化学物質:**   o アセチレン:20.14.11.90　502  o エチレン:20.14.11.30  o プロピレン:20.14.11.40  o ブタジエン:20.14.11.60  o 水素:20.11.11.50   * **芳香族:**   + 混合アルキルベンゼン(混合アルキルナフタレン(HS二七〇七又は二九〇二を除く。) 二〇・五九・五六・七〇)   + シクロヘキサン:20.14.12.13   o ベンゼン:20.14.12.23  o トルエン:20.14.12.25  o o-キシレン:20.14.12.43  o p-キシレン:20.14.12.45   * + m-キシレンおよび混合キシレン異性体:20.14.12.47   + エチルベンゼン:20.14.12.60   o クメン:20.14.12.70   * + ビフェニル、ターフェニル、ビニルトルエン、その他の環状炭化水素(シクラン、シクロクレン、シクロテルペン、ベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン、クメン、ナフタレン、アントラセンを除く。) 20.14.12.90   + ベンゾル(ベンゼン)、トルオール(トルエン)及びキシロール(キシレン)1:20.14.73.20   + ナフタレンその他の芳香族炭化水素混合物(ベンゾール、トルオール、キシロールを除く。) 二〇・一四・七三・四〇 * **塩化ビニル:20.14.13.71** * **スチレン:20.14.12.50** * **エチレンオキシド:20.14.63.73** |

1. CPAコード

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | * **モノエチレングリコール:20.14.23.10** * **アジピン酸:20.14.33.85** * **有機化学品であって、次に掲げるCPAに該当するもの**   + 飽和非環式モノカルボン酸及びその誘導体(二〇・一四・三二)   + 不飽和モノカルボン酸、シクラン酸、環状又はシクロテルペン非環状ポリカルボン酸及びその誘導体(二〇・一四・三三)   + 芳香族ポリカルボン酸及びカルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにこれらの誘導体(サリチル酸及びその誘導体を除く。)   塩(20.14.34) | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているか詳しく示さなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 「その他の有機化学物質」の生産による環境への重大な潜在的危害は、次のものに関係している。   * 気候緩和 * 製造工程からの大気および水への汚染物質の排出 * 脆弱な生態系は、生産施設の建設および/または操業によって損なわれる可能性がある。 * 水不足地域における生産目的(例:冷却水)のための水資源の使用 * 有害廃棄物の発生 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物および副産物、特に有害廃棄物は、BREF for Waste Treatment503に沿って管理されていること。 |
| (5)汚染 | 大気、土壌、水への汚染物質の排出が、以下のBREF文書(該当する場合)に規定されているBAT-AELの範囲内であることを確認すること。   * BREF文書LVOC(大容量有機化学物質)504 * BREF文書CWW(化学部門の一般的な廃水・廃ガス処理・管理システム用)505 * BREF文書EFS(貯蔵からの放出)506 * BREF文書REF(鉱油・ガス精製)507 * BREF文書WT(廃棄物処理)(上記参照) * BREF文書WI(廃棄物焼却)508   最低限の要求事項は、承認された環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、または同等のもの)の実施と遵守である。  活動が地域の大気汚染レベルに大きく寄与し、大気質基準を超える場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。 |

1. 利用可能な最良の実装方法(BAT)廃棄物処理のための参考文書は、http://eppcb.jrc.eurc.europa.eu/reference/BREF/WT/JRC113018\_WT\_Bref.pdfで入手可能である。
2. 大容量有機化学物質の製造のための最良利用可能技術(BAT)参考文献文書、http://eippcb.jrc.ec.europa.eu/reference/BREF/lvic-s\_bref\_0907.pdfで入手可能
3. 化学部門の一般的な廃水・廃ガス処理/管理システムのための最良利用可能技術(BAT)参考文書、http://eppcb.jrc.eurc.europa.eu/reference/BREF/CWW\_Bref\_2016\_publined.pdf(pp.539-557)
4. 2006年7月の貯蔵からの放出に関する最良利用可能技術に関する参考文書、http://eippcb.jrc.ec.europa.eu/reference/BREF/esb\_bref\_0706.pdf(pp.257-277)から入手可能
5. 最良利用可能技術(BAT)鉱物油・ガス精製のための参照文書(http://eippcb.jrc.eurc.europa.eu/reference/BREF/REF\_BREF\_2015.pdf)
6. 利用可能な最良の実装方法(BAT) 廃棄物焼却のための参照文書は、http://eppcb.jrc.europa.eu/reference/BREF/WI/WI\_BREF\_FD\_Black\_Watermark.pdfで入手できます。

生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFC Performance Standard 6) - EU非加盟国の現場の場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方。 そのような現場のために、以下のことを確実にします。

* サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。
* 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。
* 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。

特にユネスコ世界遺産と重要な

生物多様性分野(KBA)生物多様性・生態系を守るための必要な緩和措置、が実施されていること。

## 肥料・窒素化合物製造

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | C-製造 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | C20.1.5 |
| 内容 | 製造:   * 無水アンモニア(CPA:20.15.10.75) * 硝酸(CPA:20.15.10.50) |
| **適応基準** | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを特定し、くわしく示さなければならない。 | |
| **重大な有害性** | |
| 硝酸またはアンモニアの生成による環境への重大な潜在的危害は、次のものに関連している。   * 気候緩和 * 製造工程からの大気(特に窒素酸化物(NOx)、アンモニア(NH3))への排出 * 脆弱な生態系は、生産施設の建設および/または操業によって損なわれる可能性がある。 * 水不足地域における生産目的(特に冷却工程)のための水資源の使用 * 有害廃棄物(例:使用済み触媒材料)の発生。 | |
| (1)緩和 | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対する強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物および副産物、特に有害廃棄物は、廃棄物処理のためのBREFに沿って管理されていること。 |
| (5)汚染 | 大気(例:窒素酸化物(NOx)、アンモニア(NH3)))および水への汚染物質の排出が、BREF LVIC-AAF(大量無機化学物質:アンモニア、酸、肥料)、BREF CWW(化学部門の一般的な廃水・廃ガス処理/管理システム)およびBREF EFS(貯蔵からの排出)で設定されたBAT-AEL範囲内であること。  最低限の要求事項は、承認された環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、または同等のもの)の実施と遵守である。  活動が地域の大気汚染レベルに大きく寄与し、大気質基準を超える場合は、厳しいレベルのBAT-AELが要求される。 |
| (6)  生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFC Performance Standard 6) - EU非加盟国の現場の場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。 * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

* 1. **プラスチック一次製品製造業**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **セクター分類と活動** | | |
| マクロセクター | C-製造 | |
| NACEレベル | 4 | |
| コード | C20.1.6 | |
| 内容 | プラスチック一次製品製造業 | |
| **適応基準** | | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どの基準に反応しているかを特定し、説明しなければならない。 | | |
| **重大な有害性** | | |
| 一次製品のプラスチックの製造による環境への重大な潜在的危害は、次のものに関連している。   * 製造工程からの大気および水への汚染物質の排出 * 脆弱な生態系は、生産施設の建設および/または操業によって損なわれる可能性がある。 * 水不足地域における生産目的(例:冷却水)のための水資源の使用 * 有害廃棄物の発生   ポリマーの製造は、多くの合成体を含んでいるので、明確な区別を可能にするために、この部門20.16の限界を超えないようにするために、前駆体がC.20.11、C.20.13、C.20.14、C.20.15の下でカバーされていることを認識しなければならない。 | | |
| (1)緩和 | | 製造業の経済活動からのGHG排出で、(1)低炭素転換を進めるための国際的に認められた方法と整合的であることが証明されているもの、または(2)その経済活動の世界平均排出量(国際的に認められたデータにより決定された排出実績基準に基づく)よりも低いもの。  このアプローチの目的は、エネルギー効率を野心的に改善し、排出量を削減するために製造部門に対して強いシグナルがあることを示すことである。 |
| (3) 水 | | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理すること。   関係者と相談して開発した水の使用・保全管理計画が実施されていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物および副産物、特に有害廃棄物は、BREF for Waste Treatment509に沿って管理されていること。  最低限の要求事項は、承認された環境マネジメントシステム(ISO14001、EMAS、または同等のもの)の実施と遵守である。 |
| (5)汚染 | 大気、土壌、水への汚染物質の排出量が、BREF POL(ポリマー)510に規定されているBAT-AELの範囲内であること。 |
| (6)生態系 | EU環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)(または他の同等の国内規定または国際基準に従って、環境影響評価(EIA)が完了していること。例： IFC Performance Standard 1: 環境・社会的リスクの評価と管理—サイト/運営(輸送インフラ、運営、廃棄物処理施設などの付随サービスを含む) EU以外の国の場合、より厳しい方を適用する－また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が、特にユネスコ世界遺産および主要生物多様性地域(KBA)などで実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワークや他の保護地域を含む)またはその近くに立地する場所/事業所については、適切な評価がEU Biodiversity Strategy(COM(2011)244)、Birds(2009/147/EC)およびHabitats(92/43/EEC)指令(または他の同等の国内規定または国際基準(例 IFC Performance Standard 6) - EU非加盟国の現場の場合、保護地域の保全目的に基づいて、より厳しい方。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6に沿って実施されていること。（続く） |

1. 利用可能な最良の実装方法(BAT)廃棄物処理のための参考文書は、http://eppcb.jrc.eurc.europa.eu/reference/BREF/WT/JRC113018\_WT\_Bref.pdfで入手可能である。
2. PVCの製造は、IPPC指令:http://eippcb.jrc.ec.europa.eu/reference/BREF/pol\_bref\_0807.pdfの下で開発されたポリマー(POL)BREFに記載されています。

PVC製造のための利用可能な最良の技術は、ページv/viおよびPOL BREFの266~268ページに特定されている。 現在の消費および排出レベルは、POL BREFの101~104ページに記載されている。

|  |  |
| --- | --- |
|  | IFC基準6:生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な管理   * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。 * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

# 電気・ガス・蒸気・空調供給業

## 太陽光発電

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | D - 電気・ガス・蒸気・空調供給 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | D.35.1.1 |
| 内容 | **太陽光発電設備の建設・運用** |
| **適応基準** | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | |
| **重大な有害性** | |
| 太陽光発電(PV)パネルの設置および運転による他の環境目的への重大な有害性は、以下のとおりである。   * 太陽光発電の設置場所:指定された保全地域または重要な生態系および生物多様性価値を有する他の地域に建設された場合、生態系および生物多様性への影響。 * PVシステムおよびその構成部品/材料の生産および使用済み管理から生じる影響:潜在的に重大な環境影響は、PVシステムの材料および構成部品の調達/生産に関連する(DNSH基準については「低炭素技術の製造」を参照)。 | |
| (1)緩和 |  |
| (3) 水 |  |
| (4)サーキュラーエコノミー | * DNSH基準の「再生可能エネルギー機器の製造」に合わせて、高耐久性、易解体性、修理、およびリサイクルのために、PVパネルおよび関連部品が設計・製造されていることを確認すること。 * 太陽光発電(PV)設備またはプラントの修理性を確保すること。これは、部品の接近性と交換性のおかげである。 |
| (5)汚染 |  |
| (6)  生態系 | EU環境影響評価指令に従った環境影響評価(EIA)を実施すること。  参照先は(2014/52/EU)及び戦略環境アセスメント(2001/42/EC)又は |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 非EU諸国における活動の場合、他の同等の国内規定または非EU諸国における活動の国際基準(例) IFCパフォーマンス・スタンダード1:環境・社会リスクの評価と管理—交通インフラや運行などの付帯サービスを含む。 生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワーク、ユネスコ世界遺産サイト、主要生物多様性地域(KBA)を含む)またはその他の保護地域に所在する場所/事業所については、適切な評価がEU生物多様性戦略(COM(2011)244、鳥類(2009/147/EC)および生息地(92/43/EEC)指令の規定に従って実施されていること。また、EU以外の国、他の同等の国内規定または国際基準(例:2011) IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」などに従い、保護地域の保全目標に基づいていること。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。 * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

* 1. **集光型太陽光発電**

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | D - 電気・ガス・蒸気・空調供給 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | D.35.1.1 |
| 内容 | **集光型太陽光発電設備の建設・運営** |
| **適応基準** | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | |
| **重大な有害性** | |
| CSPによる他の環境目的に対する主な潜在的損害は、次のものである。   * 施設の建設及びその設置に伴う実質的な土地収用 * 工場から発生する高温による鳥類への影響 * 冷却系の水資源への影響 | |
| (1)緩和 | もし、活動が気候変動緩和に実質的に寄与する閾値を超えて活動するなら、次のことがなされるべきである。   * 適応の結果として活動の排出原単位が増加しないこと。 * 各地域のすべての発電設備の平均排出原単位を上回る排出原単位を、いかなる活動も持つことはできない。   TEGは、緩和に対するDNSHを、2050年までにEUの正味ゼロ気候緩和目標を危うくする活動の回避と解釈している。 我々は、100gの閾値を下回る活動が大きな貢献を提供し、262gの地域平均を上回る活動(IEAによる)が重大な損害を引き起こすと判断した。 従って、この262閾値を下回る活動は、実質的な貢献を提供するとは考えられないが、それらはまた、重大な損害を与えているとは考えられない。 |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 関連する利害関係者と協議して策定された水利用/保全管理計画が策定され、実施されていることを確実にすること。   EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| (4)サーキュラーエコノミー | DNSH基準の「再生可能エネルギー設備の製造」に沿って、CSP設備が高耐久性、易解体性、修理、リサイクルのために設計・製造されていること。 |
| (5)汚染 |  |
| (6)  生態系 | 環境影響評価(EIA)が、EUの環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)に従って、またはEU以外の国での活動に関する他の同等の国内規定または国際基準(例:EU以外の国での活動)の場合に確実に完了すること。 この基準にはIFCパフォーマンス・スタンダード1:環境・社会リスクの評価と管理—交通インフラや運行などの付帯サービスを含む。 また、生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワーク、ユネスコ世界遺産サイト、主要生物多様性地域(KBA)を含む)またはその他の保護地域に所在する場所/事業所については、適切な評価がEU生物多様性戦略(COM(2011)244、鳥類(2009/147/EC)および生息地(92/43/EEC)指令の規定に従って実施されていること。また、EU以外の国については、他の同等の国内規定または国際基準(例:2011) IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に従って実施され、それが保護地域の保全目標に基づいていること。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。 * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

* 1. **風力発電による発電**

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | D - 電気・ガス・蒸気・空調供給 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | D.35.1.1 |
| 内容 | **風力発電による発電設備の建設・運営** |
| **適応基準** | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | |
| **重大な有害性** | |
| 気候変動の緩和に風力エネルギーが重要な役割を果たしているにもかかわらず、その展開と地域レベルでの自然保護との間で利害対立が生じる可能性がある。 最も厳密な意味で、Do No Magnificant Harm(DNSH)基準として考慮されるべき主な環境曝露には、以下のものがある。   * 底部固定式洋上風力タービンの設置時に発生する水中騒音。 * オン・オフショア風力タービンブレードの寿命末期に発生する複合廃棄物。 * 風力発電所の建設・運営による鳥やコウモリの攪乱、移動、衝突の可能性 * 風力発電所の建設に伴う水生生態系の劣化の可能性風力タービン511の設置における景観変化によって生じる可能性のある視覚的影響。 | |
| (1)緩和 |  |
| (3) 水 | * 水質および/または水の消費に関するリスクを適切なレベルで特定し、管理する。 水の使用/保全管理計画を確実にし、（続く） |

1. 参考文献:
   * [指令2011/92/EU(改正)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX%3A32014L0052&amp;from=EN)
   * [理事会指令92/43/EEC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX%3A01992L0043-20130701&amp;from=EN)
   * [指令2009/147/EC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX%3A32009L0147&amp;from=EN)
   * ガイダンス文書「風力エネルギー開発とナチュラ2000」
   * <http://ec.europa.eu/environment/nature/natura2000/management/docs/Wind_farms.pdf>

|  |  |
| --- | --- |
|  | それが関連する利害関係者と協議して開発され、実施されていること。  EUでは、EU水関連法規の要件を満たすこと。 |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物管理計画、廃止措置時の解体/廃止措置プロセス(例えば、リサイクルパートナーとの契約上の合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映)に基づき、使用済み段階でのリサイクルを最大化するという意欲を表明する。 |
| (5)汚染 |  |
| (6)  生態系 | 環境影響評価(EIA)が、EUの環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)に従って、またはEU以外の国での活動に関する他の同等の国内規定または国際基準(EU以外の国での活動)の場合に確実に完了させる。 （例：IFCパフォーマンス・スタンダード1:環境・社会リスクの評価と管理—交通インフラや運行などの付帯サービスを含む。） 生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワーク、ユネスコ世界遺産サイト、主要生物多様性地域(KBA)を含む)またはその他の保護地域に所在する場所/事業所については、適切な評価がEU生物多様性戦略(COM(2011)244、鳥類(2009/147/EC)および生息地(92/43/EEC)指令の規定に従って実施されていること。また、EU以外の国では、他の同等の国内規定または国際基準(例:2011) IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」による評価が、保護地域の保全目標に基づいていること。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。 * 強固で、適切に設計され、長期的な生物多様性のモニタリングと評価プログラムが存在し、実施されていること。 |

## 海洋エネルギー発電

|  |  |
| --- | --- |
| **セクター分類と活動** | |
| マクロセクター | D - 電気・ガス・蒸気・空調供給 |
| NACEレベル | 4 |
| コード | D.35.1.1 |
| 内容 | **海洋エネルギー発電設備の建設・運営** |
| **適応基準** | |
| 活動の主な目的に応じて、以下を参照すること。   * 適応活動のスクリーニング基準 * 適応を可能にする活動のスクリーニング基準   タクソノミーの利用者は、どちらの基準に対応しているかを詳しく示さなければならない。 | |
| **重大な有害性** | |
| 海洋エネルギーによる他の環境目的への重大な潜在的損害は、次のようなものである。   * 海洋エネルギー施設の建設、展開、運営及び維持は、海洋生態系及び生物多様性に影響を与える可能性がある。 * 潤滑油・防汚塗料の汚染、整備・点検船からの排出 | |
| (1)緩和 |  |
| (3) 水 |  |
| (4)サーキュラーエコノミー | 廃棄物管理計画、廃止措置時の解体/廃止措置プロセス(例えば、リサイクルパートナーとの契約上の合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映)に基づき、使用済み段階でのリサイクルを最大限にすることに意欲を表明する。 |
| (5)汚染 | 2001年10月5日に採択された船舶の有害な防汚システムの制御に関する国際条約を(EUで)実施する殺生物剤規則(EU)528/2012で規定されているように、防汚塗料と殺生物剤の毒性を最小限にするための措置 |
| (6)  生態系 | EUの環境影響評価指令(2014/52/EU)および戦略的環境評価指令(2001/42/EC)に従って、または以下に従い、環境影響評価(EIA)が完了していることを確認する。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 非EU諸国における活動の場合、他の同等の国内規定または非EU諸国における活動の国際基準(例：IFCパフォーマンス・スタンダード1:環境・社会リスクの評価と管理—交通インフラや運行などの付帯サービスを含む）。 生物多様性/生態系を保護するために必要な緩和措置が実施されていること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域のNatura 2000ネットワーク、ユネスコ世界遺産サイト、主要生物多様性地域(KBA)を含む)またはその他の保護地域に所在する場所/事業所については、適切な評価がEU生物多様性戦略(COM(2011)244、鳥類(2009/147/EC)および生息地(92/43/EEC)指令の規定に従って実施されていること。また、EU以外の国、他の同等の国内規定または国際基準(例:2011) IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」を適用する場合は、保護地域の保全目標に基づいていること。 そのような現場のために、以下のことを確実にする。   * サイトレベルの生物多様性管理計画が存在し、IFCパフォーマンス基準6「生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理」に沿って実施されていること。 * 種及び生息地への影響を低減するために必要なすべての緩和措置がとられていること。   + 生物多様性の強固で、適切に設計され、長期的なモニタリング・評価プログラムが存在し、実施されていること。 |